

## 第18回山形県環境影響評価審査会議事録

1 日 時：平成25年2月26日（火）午前10時から午後2時25分まで

2 場 所：あこや会館202会議室

3 議 事：

- (1) 「中山町鬼ヶ沢一般・産業廃棄物最終処分場設置等（増設整備）事業」環境影響評価方法書に係る山形県環境影響評価審査会の意見について
- (2) 「板谷最終処分場6・7ブロック増設計画環境影響評価方法書」の修正・追加等の内容について
- (3) その他

4 出席者：野堀 嘉裕 会長、大山 弘子 委員、小田原 伸幸 委員、後藤 三千代 委員、東 玲子 委員  
横山 潤 委員 （6人）

（事務局）

出井課長、吉崎課長補佐（環境影響評価・温泉保全担当）、外山環境影響評価主査（兼）温泉保全係長

5 説明者：株式会社キヨスミ産研 皆川部長、エヌエス環境株式会社 大類支店長ほか 計4人

6 傍聴者：なし

7 議事内容（議長：会長 野堀嘉裕）

- (1) 「中山町鬼ヶ沢一般・産業廃棄物最終処分場設置等（増設整備）事業」環境影響評価方法書に係る山形県環境影響評価審査会の意見について

（事務局） 出席予定の委員の皆様がおそろいになりましたので、ただ今から、第18回山形県環境影響評価審査会を開催します。私は、本日の進行を務めさせていただきます、みどり自然課の吉崎と申します。まずはじめに、山形県環境エネルギー部みどり自然課の出井課長からご挨拶を申し上げます。  
（出井課長あいさつ）

（事務局） 本日、阿部委員、中島委員、早野委員、古山委員、柳澤委員の5人の委員が都合により欠席となっています。委員11人中過半数となる6人の出席をいただいておりますので、山形県環境影響評価条例第45条第3項の規定により、本日の審査会は成立することをご報告いたします。

本日は、前回までご都合により出席されなかった山形大学理学部の横山委員がご出席されていますので、ご紹介いたします。

ここで、資料の確認をさせていただきます。本日もお配りした資料は、審査会次第と出席委員名簿、資料一覧表、それから資料としまして資料1から3まで、それから参考資料となっております。また、別冊として、午後に説明を予定しております「板谷最終処分場6・7ブロック増設計画環境影響評価方法書」修正版と修正・追加箇所一覧表となっております。なお、資料一覧表の最後にあります「最上クリーンセンター産業廃棄物最終処分場増設事業の概要」につきましては事業者が準備していますので、午後にお配りしたいと思います。

そのほか、「中山町鬼ヶ沢一般・産業廃棄物最終処分場設置等（増設整備）事業環境評価方法書」については事前をお願いしていますが、本日お持ちいただいているところです。

以上ですが、もし、お手元にない資料がございましたらお知らせください。

それでは、山形県環境影響評価条例第45条第2項の規定により、ここからの議事運営は、野堀会長をお願いいたします。

（議長） 皆様、本日は年度末のお忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。本日は、みなさまから活発なご意見を出していただき、この環境影響評価審査会を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、はじめに事務局から本日の審査会の日程と進め方について説明してください。

(事務局) 本日は、まず正午まで、平成25年1月17日付けで山形県知事から本審査会に諮問がありました「中山町鬼ヶ沢一般・産業廃棄物最終処分場設置等（増設整備）事業」環境影響評価方法書に係る山形県環境影響評価審査会意見について審議をしていただきます。なお、会長あての諮問書につきましては、参考資料の6ページに写しを添付しております。また、この事業につきましては、前回の審査会において現地調査を実施していただいているところです。

それから昼食をはさんで午後からは、3月に方法書の提出が予定されている最上町の株式会社最上クリーンセンターによる廃棄物最終処分場の増設計画の概要について、事業者から説明をしていただきます。この案件につきましては、ご案内のとおり、積雪により5月にならないと現地調査ができないと見込まれることから、現地調査に替えてプロジェクターを使っての事業概要の説明とさせていただきます。続きまして、前回の審査会でご審議いただきました「板谷最終処分場6・7ブロック増設計画環境影響評価方法書」について事業者が改訂版を作成しましたので、事務局から報告をさせていただきます。そのほか、皆様にはメールで情報をお伝えしておりますが、山形県環境影響評価条例の改正を予定しておりますので、その内容について事務局から説明をさせていただきます。

午前の「中山町鬼ヶ沢一般・産業廃棄物最終処分場設置等（増設整備）事業」方法書に係る本審査会の意見ですが、概ね11時50分を目処にご審議いただきたいと思っております。

なお、本日は、事業者である株式会社キヨスミ産研ほか、設計及び環境調査の担当の方に待機をしていただいております。必要に応じて説明又は質問への回答をお願いすることにしておりますので、よろしく願いいたします。

(議長) 本日は、傍聴希望者はいますか。

(事務局) 本日、傍聴希望者はいません。

(議長) それでは、審議に入る前に、議事録署名人を指名いたします。大山委員と小田原委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(大山委員)

小田原委員) はい。

(議長) それでは、審議に入りたいと思っております。議題は「中山町鬼ヶ沢一般・産業廃棄物最終処分場設置等（増設整備）事業」環境影響評価方法書に係る山形県環境影響評価審査会の意見についてです。審議の途中で事業者からの回答又は説明が必要になった場合は、一括して事業者から発言していただくことにします。

まず、はじめに、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) \*資料-1 (P1) 「環境影響評価手続き実施中の事業の概要」、「中山町鬼ヶ沢一般・産業廃棄物最終処分場設置等（増設整備）事業」環境影響評価方法書（方法書2-1から3-1-1ページ及び4-1-2から4-2-4ページまで）、資料-2 (P2) の順に説明

(議長) それでは、委員の皆様からは、本審査会として提案する意見案又はご質問などをお願いいたします。

(横山委員) 方法書の5-10-3の調査範囲が書かれてある位置図ですが、通常は影響がある程度周辺に及ぶと想定して調査範囲も少し大きめにとるわけで、南側はそうようになっていて理解できるのですが、北側に延ばせないのは、他社の敷地だからということですか。

(事務局) そのとおりです。他の廃棄物処理業者の敷地となっており、なかなか難しいということのようです。本来であれば影響が及ぶ範囲であると思っております。

(横山委員) 大きな問題はないとは思いますが、できれば、北側の森林をどこか含めることで調査範囲を設定できないのか気になるところです。

(議長) 特に、東側の林相と類似しているところが北側にあつて、土地所有はたぶん他社のものだと思うのですが影響はありそうです。

(事務局) 審査会の意見として、後ほど、事業者を確認することではいかがですか。

- (議 長) それでは、事業者を確認することとします。
- (事務局) 区域としては、楕円形の半分のような形の区域と、三角の形をしたエリアということですか。
- (横山委員) そうですね。
- (議 長) 黄色い点線が尾根筋ですから、仮に北側の業者が増設したとしても尾根は残すのではないかと思います。したがって、尾根付近にある森林群落は調査対象としてもよいのではないかと思います。ほかにご意見、ご質問等はないでしょうか。
- (事務局) 先ほど説明をしなかったのですが、これまでの質疑応答と関係市町長の意見、また、前回まで審査したジークライトによる増設計画に対する審査会及び知事意見を載せておりますので併せて参考にしてください。
- (議 長) 関係市町長からの意見については、簡単に説明してください。
- (事務局) わかりました。(事務局説明)
- (議 長) それから現地調査の際の意見等が、その次の3ページに掲載されています。
- (小田原委員) 資料の11ページでも示しているのですが、ここでも増設事業ということで、評価は、既存施設の影響と併せて行うとともに評価項目ごとに考え方を整理し、調査、予測及び評価に反映させます、との回答を得ているのですが、具体的にどう評価するのが現時点では見えない状況です。そのあたりは、今回の意見回答までにはでていなくとも、やっってくださいということによろしいのですか。
- (事務局) 前回のジークライトの方法書においても指摘があった内容ですが、キヨスミ産研には参考までに小田原委員からいただいた整理表の案をお送りしているところです。
- (小田原委員) 方法書に載せるまでもなく、事業者のほうでこのように整理するという説明をいただくことによろしいわけですね。
- (事務局) 評価項目、調査手法等の変更があれば方法書を修正していただくことになるので、その中で記載してもらうことはできます。
- (議 長) これについても、事業者を確認してみたいと思います。
- (議 長) 植生に関してですが、方法書3-2-37ページの図3-2-12(2)は、環境省のホームページから引用しているようですが、この図を使うということによろしいわけですか。あるいは、もう少し詳しい調査をするのでしょうか。
- 図3-2-37によると、オクチョウジザクラコナラ群落となっていますが、横山委員いかがですか。
- (横山委員) コナラ林が中心だと思います。
- (議 長) 実際、現地はミズナラとコナラが混交していたと思いますが。
- (事務局) 優占種はコナラです。
- (議 長) 環境省のホームページデータでいいのかどうかについてはどうですか。
- (大山委員) 方法書のこの部分は文献からの調査なので、これはこれでよいわけで、実際のデータは、方法書の5-10-1ページと5-10-2ページに記載されている植物の調査方法に基づき詳しく調査し作成することになります。
- (議 長) ほかにご意見、ご質問等お願いします。
- (小田原委員) 塩素イオンについては、関係市町長の意見の中で具体的に触れられていないのですが、農業に関連して考慮してもらいたいとの意見はなかったのでしょうか。事業者のほうでも、脱塩のことを話していたようですが、施設内容によっては、出てくる濃度が変わってきます。
- (議 長) 事務局としては、どうですか。
- (事務局) これについては、ジークライトの案件においても、福島県からも意見がだされていたところですが、今回の関係市町長の意見の内容としては、塩素イオンに関しての要望はありませんでした。
- (小田原委員) 特に要望がなければ、通常の調査項目ではないので調査対象としないことによろしいかと思いますが。鶯沢沿いに農業地などがあり、寒河江市長の意見がそのことについても含めてのことであれば、そこを汲み取って配慮する必要があるかもしれません。

- (議 長) 事務局どうですか。
- (事務局) これについても、農業関係等の利水状況について、事業者を確認したほうがよいかと思えます。
- (議 長) そのようにしたいと思えます。
- (小田原委員) 事業者も脱塩を考えているようですので、そういう声はあると思えます。
- (議 長) ほかにご意見、ご質問等があればお願いします。
- (大山委員) 前にも質問したのですが、方法書3-2-43 ページの鳥類の目録で、種の分類を平成5年の環境庁の文献を使っていて、あえて古い文献を使うとのことでした。昨年環境省から出された「猛禽類保護の進め方」では、やはり昨年出された「日本鳥類目録改訂第7版」が使用されています。ずいぶん内容も変わっているので、できるだけ最新の知見を使って取りまとめていただきたいと思えます。
- (議 長) これについても、事業者に要望として求めてよいのですね。
- (事務局) はい。
- (東委員) 手続き上の質問ですが、前回私たちからいろいろな意見を出させていただき、それに対する回答を受けているのですが、ジークライトの場合と同様、方法書の改訂版として示されるのでしょうか。
- (事務局) これについては、条例で規定されているのですが、事業者が住民や知事の意見を受けてこれを勘案し評価項目や調査、予測、評価の方法を改めて選定した場合には方法書を改訂し作成することになっており、このような修正等がない場合は、準備書に反映することになっております。
- (東委員) それでは、私たちの意見に対する事業者の対応を確認するには、評価項目等の修正がなければ準備書の段階で確認することになるということですか。
- (事務局) そういうことになります。改めて方法書を作成する規定は、他県の条例にはあまりない規定となっています。なお、修正部分がどう反映されるか委員の皆様も心配されると思えますので、事務局としては事業者を確認し、適切な対応を検討しているかどうかを準備書作成前に委員の皆様にお伝えしたいと思えます。
- (東委員) 前回は質問したのですが、森林の伐採面積が広いのでそれについての許可申請と建設計画への影響について質問したところ、資料の11 ページにあります。それは協議中のため計画は変更になる可能性があります、との回答でした。変更になるとことは、審議をはじめからやり直すということになるのでしょうか。
- (事務局) 条例及び施行規則で変更に関する規定があり、これに該当する場合、改めて方法書手続きからやり直すなどの規定となっています。この要件に該当しない場合、例えば規模の縮小などはこれに該当しないので、そのまま手続きは進められます。
- (東委員) いつの段階でどうなるのか、ということを確認したいと思えます。
- (事務局) これについては、林地開発の許可がいつ来るのかということにも関連するわけですが、皆様にお渡ししています図面に基ついて、後ほど事業者から説明をもらうことで確認をしたいと思えます。この図面には、前回まで固まっていなかった施設計画が載っています。
- (議 長) それでは、後ほど事業者から説明をもらうこととします。  
環境影響評価審査会として疑問を残したまま次に進むことはできないと思うので、今のところがよくわからないまま議論が進んで行くと思われるときには挙手して止めてください。
- (後藤委員) 動物に関する調査についてですが、植物の場合ですとそこから動かないので年何回調査するということがわかるのですが、動物の場合ですとあちこち移動するので、1回の調査といってもどのくらいのことを調査するのかということがあります。たとえば、1回の調査で何箇所トラップを設置するのかなど、内容をもう少し詳しく記載してもらわないと、適切な調査なのか判断できないので、このあたりをもう少し詳しくお聞きしたいと思えます。  
それから、方法書の5-11-6 ページの表5-11-6の予測・評価項目ですが、この中で重要な種及び注目すべき生息地への影響の度合いや消滅の有無とありますが、重要な種というものと地域を現す特徴的な種というものもあります。重要な種というのは、結局、絶滅危惧種とかそういうものになるわけで、それ

以外にも十分調査されていないことで重要な種として含まれていない種もあり、ほんとうに大事な種はまだあるはずなのに、一部しか指定されていない中でこれだけを評価の対象とするのは問題があるので、機械的な評価ではなく、専門家の意見を聞きながら、特徴的な種も併せて評価することが必要だと思います。

(議 長) 事務局からこの点について何かありますか

(事務局) 調査の回数については事業者から提案されているところですが、後藤委員からご指摘のあった調査の詳細については事業者を確認することが必要と思います。

それから、重要な種以外についても動物相の調査として行いますので、その中で特徴的な種があればそれも把握できることとなります。

(議 長) 調査は業者に発注して行うのですか。

(事務局) 事業者から調査業者に既に発注されています。また、猛禽類については調査時期があるので、既に調査を実施しています。また、実際の調査は業者からさらに専門家などに依頼し実施しています。

調査内容の件ですが、これでは少ないとか調査範囲としてこれでは把握できないなど、事業者に意見を述べることはできると思います。

(議 長) 方法書の5-1-3 ページと5-2-3 ページですが、農道からの調査範囲が文書で書かれてある調査範囲よりも広い区域が示されているようです。

(事務局) スケールが合わないということですか。

(議 長) そうです。

(大山委員) 5-11-5 ページですが、猛禽類調査が年12回、営巣木調査が年1回となっているのですが、猛禽類調査は毎月1回ではなく、重要な時期は必要に応じてですが、月2、3回入って、ほとんど重要でない時期はそうでないとか、画一的に月1回調査するのではなく、何を調査するのかという目的に応じて設定するなど工夫が必要ではないかと思います。

(後藤委員) それに付け加えてですが、猛禽類の営巣期というのは種によって違うので、1回というよりある程度幅をもった期間で調査していく必要があります。その期間が何月から何月までに何回かとかそういった設定が必要です。

(議 長) 営巣の季節も違うのですか。

(後藤委員) 違います。渡りと留鳥でも違います。

(議 長) そのような調査時期の変更は指摘できるのでしょうか。

(事務局) はい。方法書確定前の段階なのでできます。なお、内容によっては、調査が次のシーズンまで延びることもあるかもしれません。

(議 長) 今の件は重要だと思うのですが、たとえば、営巣の季節がすでに過ぎて調査時期を逸している場合は次の時期まで待つことになると思うのですが、後藤委員いかがですか。

(後藤委員) だいたい春以降なので、その点はだいじょうぶだと思います。

(事務局) 今の意見内容の確認ですが、猛禽類の種類ごとに営巣期の違いなどがあることから、それを考慮して調査時期や回数を設定してくださいという意見でよろしいでしょうか。

(後藤委員) はい。

(横山委員) 植物の調査については、このような感じなのかなと思います。専門外なのですが、使用機械や工事車両の増加に伴うCO<sub>2</sub>の排出とかについて評価をしなければならないということはないのですか。

例えば、この場所を作るときに工事車両を使って切土や盛土をするとか又は伐採木を処理する、焼却したりすれば当然CO<sub>2</sub>が出るわけで、そういうものを評価しなくともよいのかということですが。

(小田原委員) ここで審議するのは、環境負荷施設を作り稼働するときの評価をするのであって、廃棄物を処理する先の評価はここではしません。ただ、確かにそのようなことはあります。

(議 長) そういう問題は確かにありますね。

(横山委員) 私の委員となっている仙台市の審議会では、必ず問題になるものですから。

(議 長) 一部はこの場所に埋め戻すということは、あるのでしょうか。

(小田原委員) 工事に伴うものは、埋め戻すことはないでしょうね。

(議 長) ただし、出てきたCO<sub>2</sub>の評価はどこかでしなければならぬと思います。

(横山委員) そのあたりがどうなっているのかここではわからない。  
言い出すときりがないのですが。

(小田原委員) そう考えると、たとえば製品の製造などに係るものも関連してきますが、環境影響評価ではその施設のある場所での評価にとどめているというのが現状です。

(議 長) それでは、今の議論は事務局サイドでどこかに記録しておいてもらって、環境影響評価の審査と別のどこで議論すべきなのかを整理していただいたほうがよろしいかと思います。将来、そういう話がでてくるものと思います。

ほかにご意見、ご質問はありませんでしょうか。

それでは、これまで事業者を確認する項目がいくつか出てきていますので、事務局から確認をお願いします。

(事務局) まず、1点目として、横山委員から提案された内容ですが、「植物調査に関連して方法書の5-10-3ページ、図5-10-1の中で、増設区域の北側に隣接する他社の区域内の森林について、重要な種及び群落について調査するようお願いしたい」という意見です。

2点目として、小田原委員から提案された内容ですが、資料11ページの「評価項目について」にあります、「既存施設の影響と増設計画の影響の評価方法について、評価項目ごとに整理をしてください」という意見です。

3点目として、同じく小田原委員から提案された内容ですが、「鶯沢の下流域における処理水の影響について、寒河江市の要望として農業等の利水への影響についても含めているのであれば、塩素イオンについても調査項目とし評価してもらいたい」という意見です。

(小田原委員) 下流は農業地帯ですか。

(事務局) 下流域には田んぼはあるのですが、利水しているかは確認する必要があります。

(小田原委員) 利水等がなければ、通常の調査項目でよいと思いますが。

(事務局) 利水がある場合ということで、そこを確認したいと思います。

4点目として、資料14ページで大山委員からの意見として提出された内容ですが、「猛禽類の分類に際しては、最新の知見となる「日本鳥類目録改訂第7版」の分類を使うこと」という意見です。

5点目として、資料の11ページで東委員から提案されたものですが、「森林の伐採申請に伴う建設計画の変更の可能性について改めてここで確認したい」という意見です。

6点目として、後藤委員から提案された内容ですが、「動物調査において、生息状況を的確に把握できる調査であることがわかるよう、1回当たりの箇所と回数等についてももう少し詳しく記載いただきたい」という意見です。

7点目として、大山委員から提案された猛禽類の調査に関する内容ですが、「猛禽類の種類によって、営巣期など生息特性の違いがあることから、調査時期や回数、調査期間などの設定に留意していただきたい」という意見です。

(議 長) それでは、あわせて7項目について、事業者との質疑応答をしたいと思います。

\*事業者入室

(議 長) 本日は、お忙しい中出席をいただきまして、ありがとうございます。

まずは、事業者の皆様の自己紹介をお願いいたします。

(キヨスミ産研皆川部長)

本日は、いろいろとご指導いただきますよう、よろしく申し上げます。キヨスミ産研で今回の増設事業を担当しています皆川と申します。

(エヌエス環境大類支店長)

環境影響評価を担当しています、エヌエス環境の大類と申します。

(エヌエス環境鈴木部長代理)

同じく、エヌエス環境の鈴木です。

(秋元技術コンサルタンツ山田取締役)

造成の設計を担当しています、秋元技術コンサルタンツの山田と申します。

(議 長) 本日の審査会で、委員からいくつかの質問が出されております。事務局から説明しますので、そのあと、事業者の皆様から回答をいただきたいので、よろしくお願ひします。

(事務局) それでは、審査会において7項目の質問等が提出されていますので、こちらから内容を説明させていただきます。一つずつ回答をいただきたいと思ひます。

まず、1点目として、方法書の5-10-3 ページの調査位置図についてですが、増設区域の北側の尾根まで調査区域となっていますが、これと連続する北側の他社の森林区域についても調査区域とすることについての要望です。

(議 長) 事業者からの回答をお願いします。

(エヌエス環境大類支店長)

隣接している他社処分場の所有地で立入りが難しいこと、それから、地形などからここまで範囲としなくともよいのではと判断しこのような調査範囲としました。他社の立入り許可が得られれば、調査範囲として追加することは可能と思われます。

(議 長) ぜひ、立入り許可を申請していただき、調査範囲に加えて調査をしていただきたいと思ひます。

(事務局) 2点目ですが、小田原委員からの意見で、評価項目によっては、既存施設による影響を把握できるものできないものがあり、今回の増設計画における予測、評価の方法、考え方について評価項目ごとに整理していただきたいという内容です。最終的に方法書改訂版を作成する必要があるかどうかですが、作成する場合はその中で記載していただきたいということですが、

(エヌエス環境大類支店長)

これに関しては、現在、整理していますので、そのように対応したいと思ひます。

(事務局) 3点目ですが、これは小田原委員からの確認事項ですが、鶯沢下流域において農作物への影響の可能性があるので、利水の状況を確認したいということ、寒河江市からの意見の中で下流域への影響についての予測、評価及び影響が予測される場合は保全対策を講じることとの要望が提出されており、農作物への影響についても含めた意見なのかについては確認できないのですが、下流域での農業用水としての利水状況があれば、塩素イオンの影響についても予測、評価が必要ではないかという内容です。

(エヌエス環境大類支店長)

方法書の5-5-3 ページで示すとおり、No.4が利水地点となっており、この地点での予測・評価を行います。この利水地点からの水については、一部鯉の養殖場で利用しているようす。なお、農業用水としての利水については、現在把握していませんが、農業用水としての利水も考慮し予測、評価していきたいと思ひます。

(議 長) 小田原委員、よろしいでしょうか。

(小田原委員) 評価によっては、そういった書類もでてくるということですね。鯉の養殖場に使われているということですね。

(エヌエス環境大類支店長)

その点については、不確定な部分もありますが、住民等を対象とした事業説明会がありますので、その中で確認します。

(議 長) わかりました。

(事務局) 4点目ですが、大山委員からこれまでの質疑の中で提案されているのですが、鳥類の文献調査については、このたび環境省から発表された「猛禽類保護の進め方」(改訂版)で使われている「日本鳥類目録改訂第7版」を使っていただきたいという要望です。

(エヌエス環境大類支店長)

御指導いただいた目録で分類します。

(議 長) よろしくをお願いします。

(事務局) 5点目として、東委員からこれまでの質疑の中で質問されている内容ですが、森林の伐採関係の申請との関係で、建設計画に変更が生じた場合は随時協議しますという回答なのですが、現時点はどうなっているのかという確認です。

(キヨスミ産研皆川部長)

森林の伐採につきましては、林地開発の許可を受けないと伐採ができません。実施時期になりましたら、林地開発の許可を事前に取得し、残置森林の問題も関連してくるので、許可をいただいたのちに伐採をします。

(事務局) これと建設計画変更との関連ですが、林地開発の許可を受けた段階で、計画内容が大きく変わるのかどうかということです。

(キヨスミ産研皆川部長)

最終処分場の許可申請をする時点で、林地開発許可申請との整合性をとる必要があるのですが、増設予定区域は林地開発許可区域(伐採区域)となりますし、それ以外の所については残置森林となるわけです。

(事務局) 今回提示いただいた平面図に示された区域については、林地開発許可によってまた動くということですか。

(キヨスミ産研皆川部長)

林地開発の許可を取得する中で、残置森林面積をある程度確保しなければならないという制約があったり、あるいは、となりの境界区域からある程度まで残置森林として残してもらいたいとかそのような指導もいただきます。また、最終処分場の設置については、法面の勾配など構造的な部分についての指導も受けるので、そこは同時に進んでいきますから、最後に許可を頂くときは、林地開発許可、処分場許可の両方が合致した図面で工事にかかることとなります。

(東委員) ということは、結局、どちらの申請もしていないということですね。

(キヨスミ産研皆川部長)

最終処分場として、こういう位置にこれくらいの規模の施設を作りたいという事前の相談をさせていたでているもので、今後検討していく中で設計を固めていくということになります。

(事務局) 東委員が懸念されているのは、林地開発許可の区域によっては、ここで審議している方法書の内容が変わってくるのではないかとということです。条例あるいは施行規則で定められている変更に関当する場合は再度手続きを行うことになるのですが。

(キヨスミ産研皆川部長)

区域はこれで確定していて、これを変更することはありません。また、施設の概要も、ほぼこの中で計画を進めていくので、大きく変わることはありません。

(議 長) 規模が拡大することはない、また、伐採する部分が少ないほうに変更することはあり得るといことになるかと思えます。それは、確か森林審議会に諮られるのではなかったでしょうか。

(出井課長) 林地開発の許可については、森林審議会の中で審議されることとなります。残置森林の関係で細かい部分での調整、意見はでてくる可能性はあると思います。

(議 長) 東委員よろしいでしょうか。

(東委員) はい。

(議 長) それでは、次をお願いします。

(事務局) 6点目は、後藤委員からの動物の調査に関する意見で、方法書は5-11-1 ページからの部分に関連するものです。

(後藤委員) 植物なら1回、1日かかって全部回れば、何がどこにあるというのがわかるのですが、動物の場合は

たまたまその時にその場所にいなかったとか、調べた場所が行動範囲ではなかったとか、果たしてこの1回というのが箇所数で何箇所調査、設置するのか、そのような全体を把握できるような調査をされるのか、そのあたりがわかるよう書いていただきたいということです。

(エヌエス環境大類支店長)

通常エリアの中で1箇所調査するにあたって、その場所は1回しか、例えば春であれば春1回しかその場所では調査しません。ですので、その場所に何日も、何回も春の間ずっと調査するようなものではありません。たとえば、ベイトトラップとかのトラップ調査ですと、どの程度トラップを仕掛けるかという質問に対しては、どこで掛けるかというのは図化できます。あとは、ひとつの季節で、何人の調査員が何日間このエリアを調査しますということは示せるのですが、そのような記載の仕方でもよろしいでしょうか。

(後藤委員) ある程度、動きがつかめるような記載になっていればよいかと思います。1箇所だけしかも少ない人数で調べているのか、調査箇所で散らばって多くの人が一緒に調べているのか、そこがわからないですよね。

(議長) この表ですと、具体的な調査の手法は読み取れないですし、調べる人の専門性がどうなのかということも後藤委員から出されているので、どういう方が調べるのかということもどこかに記載していただければと思います。

(エヌエス環境大類支店長)

最終的に調査員名簿も提出しようかと思いましたが、誰が調査に入るのかというのは難しいのですが、たとえば生物検定とかそのような有資格者が調査するという記載をします。

(議長) 後藤委員、いかがでしょうか。

(後藤委員) よろしいです。

(事務局) 最後の7点目ですが、もう一つ動物関係で猛禽類の調査については、定点調査年12回、営巣木調査年1回行うということですが、猛禽類の種類によって、営巣時期や行動パターンが違うので、目的とする猛禽類ごとに調査時期、調査期間等が分かるように記載していただきたいということです。回数だけでは調査期間(幅)が分からないということです。

(エヌエス環境大類支店長)

猛禽類については、増設予定地での飛翔は今のところ確認されていません。なお、いてもおかしくない環境ですので、毎月1回、定点で3日間連続、天候が悪ければ1日あいだを置くこともありますが、猛禽類保護の進め方に準拠して調査を行っています。また、対象種が絞れなかったので、毎月1回、1年間通してということとしています。これまで営巣木調査は1回実施していますが、巣の確認はされていません。今後、調査が進む中で飛翔等が確認されて、どうも近くに巣がありそうだというような場合には、営巣木調査を追加で入れたいと思います。

(議長) 方法書の中に今のようなことがどこかに書いてあるとよろしいかと思います。

これに関連してご意見はありませんか。大山委員、後藤委員いかがですか。

(大山委員) 現在のところでは、重要な種は確認されていないということでしょうか。

(エヌエス環境大類支店長)

そうですね。なお、今からが繁殖の時期ですから、今からのデータが一番重要だと思います。

(後藤委員) 昨年も申し上げたのですが、留鳥もいれば渡り鳥のように渡ってきてから繁殖するというように、いろいろな鳥がいるので営巣時期もかなり広がっているわけです。そのため、限られた期間だけでなく、たとえば、3月頃から8月頃まで、幅を広げて何回か見ていただきたいと思います。

(議長) よろしいでしょうか。

(エヌエス環境大類支店長)

はい。

(議長) 審査会で提案された7項目について確認したところですが、それ以外にお聞きしたい内容があれば、委

員の方から挙手していただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、最後に事業者から提出のありました平面図について少し説明してください。

(キヨスミ産研皆川部長)

最終的な図面ではありませんが、先ほど申し上げたように、今後大きくは変わりません。ここでは、現状として説明させていただきます。平面図が2枚ありますが、緑色で染まっている図面とそうでない図面があります。染まってない図面の左側が既存の処分場、赤で示した箇所が今回増設を予定している処分場となります。規模は35万m<sup>3</sup>を最大限として計画しています。切り土部分は赤で示しています。

下流域にはコンクリート堰堤を設置し、その上流側に土堰堤を設置し埋立て物をおさえていきます。その南側に取り付け道路を開設し、最終的な平地のところ浸出水処理施設を設置します。緑色で染まっている図面をご覧ください。今回の増設により埋め立てた場合の最終的な形状を示してあります。ほぼV字型の谷型地形に、上下流に土堰堤でおさえながら埋め立てていくこととなります。なお、最後にあります縦断図をご覧ください。左側が下流域で赤で示しているのがコンクリート堰堤となります。赤の線は底盤をかさ上げた状態を示すもので、この上に廃棄物を埋め立てていき、埋立て後の状態を緑の線で示しています。土堰堤は下流域4段、上流域3段とします。

(議 長) ご質問、ご意見をお願いします。

3枚目の資料の薄い緑色の線が最終的な埋立て後の上面になるということですね。

(キヨスミ産研皆川部長)

赤い部分が底盤で土、緑色の部分が埋立て後の上面となります。

(議 長) そうすると、上流側にくぼ地ができることになるのでしょうか。

(キヨスミ産研皆川部長)

はい。上流の既存処分場には土堰堤がありますが、直接増設部分と接しないように、増設部分に新たに土堰堤を作って埋め立てていく計画です。

(議 長) そのほか、質問等ありますか。

森林伐採の区域は、この図面ですとよくわかるかと思いますがいかがですか。

(横山委員) 沢沿いの伐採が非常に大きくなるので、そのあたりの影響を評価することになると思います。それについては準備書で示されると思いますが、この地形ですと尾根部が残って沢沿いがつぶれるかたちになると思うので、その辺りのところは気になるので、ぜひそのあたりは準備書や評価書などを見ながら評価したいと思います。

(議 長) 実際にはのり面になる造成部分のみが伐採部分になるのですか、それともそれ以外の部分も伐採対象になっているのですか。

(キヨスミ産研皆川部長)

赤い部分ののり面は必ず切ることになるので、その内側の埋立て部分と土堰堤の場所は必ず伐採することになります。

(議 長) 外側の部分はどうなりますか。

(キヨスミ産研皆川部長)

外側の部分は、今のところ取り付け道路の部分以外は基本的に残置森林として残したいと考えています。

(議 長) ほかに、質問等はありませんか。よろしいですか。

それでは、事業者の皆様ありがとうございました。

\*事業者退室

(議 長) ここからは、意見のまとめ方について検討していきたいと思います。

まとめ方についてですが、3市町長からの意見を参考に審査会の意見をまとめていくことになると思うのですが、この場で委員の皆様で議論して意見を決めていくのか、あるいは、会長と事務局に一任いただいて意見の案を作成し、委員の皆様にご確認いただいたうえで審査会意見とし

て提出する方法がありますが、議長にご一任いただくことでいかがですか。

(議 員) はい。

(議 長) 審査会意見のとりまとめに関しては、日にちを決めて皆様にお送りし確認していただきたいと思いますが、事務局としては、いつごろまで委員の皆様へ送付することとしますか。

(事務局) 事務局としては、会長からの意見書の提出を受け協議したのち、3月8日の金曜日までには委員の皆様へ案をお送りしご確認いただきたいと思います。

(議 長) それでは、3月8日までに委員の皆様へ審査会意見の案をお送りしますので、ご確認いただくこととしたいと思います。

なお、事業者へ知事意見を返す期限はいつになるでしょうか。

(事務局) 3月18日となっています。条例の規定により、事業者から住民意見の概要とそれに対する事業者の見解の送付があった日から60日以内となっております。

(議 長) わかりました。それではこれで、午前中の審議は終了とします。(午後0時10分終了)

(2) 「最上クリーンセンター産業廃棄物最終処分場増設事業の概要について」(午後1時再開)

(事務局) 午後からは、まずはじめに、株式会社最上クリーンセンターで最上町に計画しています産業廃棄物最終処分場の増設計画について、事業者から説明をいただきます。この案件については、3月下旬に環境影響評価方法書の提出が予定されていますが、積雪等の関係から現地調査に替えて事業説明とさせていただくものです。

それでは、ここからの議事運営は、野堀会長にお願いいたします。

(議 長) 山形大学の野堀と申します。山形県環境影響評価審査会の会長を仰せつかっています。今日は、事業概要の説明をお願いしたいと思いますが、まずはじめに、事業者の皆様へ自己紹介をお願いいたします。

(最上クリーンセンター阿部専務)

今回の増設事業の方法書の作成、環境調査を担当します三和技術コンサルタントの遠藤統括主幹、同じく三和技術コンサルタントの坂井副主幹です。それから、最上クリーンセンターの沓澤です。私は、最上クリーンセンターの専務取締役の阿部でございます。よろしくお願いたします。

(議 長) ありがとうございます。それでは、さっそく事業概要の説明をお願いいたします。

(最上クリーンセンター阿部専務)

\*プロジェクターで事業概要を説明

(三和技術コンサルタント遠藤統括主幹)

\*「事前説明資料」で説明

今回の事業では工事、土地の改変がないので、これらを踏まえ事前資料の17ページのとおり、評価項目の選定をしています。工事に関する評価項目は×印が付いています。存在・供用については、通常、処分場が存在することになるということが前提なのですが、もう既に処分場があるので、大気環境については、産業廃棄物の運搬その他車両の運行について調査項目として選定しています。

それから、次の18ページでは、評価項目の選定又は非選定理由を記載しています。大気質については、二酸化窒素と浮遊粒子状物質は運搬車両による影響があるという前提で、平成22年の12月と23年の8月に道路わき近くで大気観測を行ったデータがあります。増設後の運搬計画は現在のものと同じなので、このデータと環境基準と比較した結果、全く問題ないということが判明したので、産業廃棄物の運搬、その他車両の走行による二酸化窒素と浮遊粒子状物質については、評価項目として選定しないということとしました。

粉塵については、埋立用機械の稼働による影響があるのではないかとということですが、増設の埋立てにおける埋立て用重機の稼働は現在と同じバックホウとコンパクトローラーを使用する予定ですが、両方の機械を同時に稼働させることはまれです。最初にバックホウで敷き均しを行い、そのあとコンパクトロー

ラーによる転圧をかけることから、発生する粉塵は微々たるもので、また、乾燥等の粉塵が発生しやすい時期は、散水し事前の対策をとっております。なお、これまで、住民等からの苦情は来ていません。処分場では、通常は西からの風が多く、また、集落の浮遊粒子状物質の測定結果を見ても影響は確認できなかったことから、粉塵についても評価項目として選定しないこととしました。

次に、埋立て用重機の稼働による騒音と振動についてですが、平成23年に行った生活環境影響調査の縦覧を行ったものがあるのですが、これによると、処分場の北にあります初ヶ沢という集落では、重機の音やその他の処分場全体の音は全く聞こえなかったという実績があるので、騒音の問題ないとしてしました。振動については、最寄りの集落までの距離がだいたい600m程度あるので、距離減衰から考えて、これについても問題ないと考えております。通常55dbあたりが感じないレベルとなっていて、これを十分下回ることから、振動についても、評価項目としないこととしました。ただし、運搬車両による騒音と振動については、増設の埋立て時の運搬車両の運行状況は現在のものと同じなのですが、運搬搬入する町道における増設埋立て時の運搬車両20台の現行交通量に占める割合が5%を超えていることから、これについては評価項目として選定しています。

次に、悪臭についてですが、この処分場は安定型処分場なので、遮断型や管理型処分場のように有機物などは一切埋め立てないこととなっておりますし、また、そういうものがないか一度荷をおろして廃棄物を検査する展開検査を実施してから埋立てを行います。そのため、悪臭の発生要因がないことから、これについても評価項目として選定しないこととしました。

それから、水の濁りについては、沈殿層からの排水があり、これも既存の測定データによると、放流先の河川の浮遊物質の規準25m/lを十分下回っているのですが、最上白川に放流されることもあり、これについては評価項目として選定したところです。水の汚れについては、沈殿槽の集水域は現在も将来も全く変わらないことから水の量も変わりませんが、同じように最上白川に放流されることから評価項目として選定しております。

有害物質については、安定型品目を対象としているため入ってこないですし、また展開検査も十分に行っています。また、水質検査は、生活環境項目に関する検査については月1回、有害物等については半年に1回行っています。また、汚染状態を調べる井戸の検査でも全く有害物は検出されなかったもので、将来も有害物が発生する要因がないことから、これも評価項目の対象からはずしています。

それから、富栄養化については、放流先が河川なので閉鎖水域はなく、塩類が蓄積する要因はないので評価項目として選定しません。

地下水及び地下水の流れについては、周辺で利用されている井戸までの距離等を検討した結果、全く影響がないということで評価項目として選定していません。

重要な地形・地質については、このあたりには存在しないので、これについても影響がありません。

地下水の低下による地盤沈下についても、これまでの試験結果から透水性も低く、また、周辺での地盤沈下も確認されていないことから、評価項目とはしていません。

それから、植物と動物については、改変等が全くないのですが、どういう植物があるのか、どういう動物が生息しているのか、どのような希少種があるのかわからない中で事業を進めるわけにはいかないもので、植物と動物については、評価項目としていきます。

生態系については、施設稼働からすでに20年近く経過する中で、その環境の中で生態系を構築していると考えられ、また、これから行う埋立ても事業地内で行うものであり、周りの生態系に与える影響は考えにくいですし、もし、動植物の評価で問題があればそこで影響を把握できるので、生態系までは評価項目としないということです。

また、景観については、ここは標高約300mくらいにあるすり鉢状の地形であり、まわりは森林地帯となっていることから、通常の生活において可視はほとんどできないことから、景観への影響はないものと考えられます。また、神室連峰の一地点から事業地が一部見える場所もあるのですが、距離も7、8km離れており影響はないだろうと考えられ、景観についても評価項目とはしないこととしました。

人と自然のふれあいの活動の場としては、調査対象区域の一部に公園等があるものの、遠隔に位置し影響はないものと思われます。

最後に、地域の成り立ちと文化につきましては、この場所は既に住民に周知されており、また、常に地域とのコミュニケーションも図られておりこれまで問題も生じたことがないことから、地域の成り立ちと文化を評価項目の対象とはしないこととしました。

評価項目の選定については、以上のような考えで行っております。

(議 長) ご説明ありがとうございました。それでは、委員の皆様からご質問、ご意見等をいただきます。

私から、質問させていただきます。

スライドの中で、埋立てたあとの赤いラインがありましたが、今ある焼却炉の高さがこのラインより低いように見えるのですが、いかがですか。

(最上クリーンセンター阿部専務)

はい、そのとおりです。埋立て後、このラインまでくるのに30年以上かかるのですが、焼却炉はそれまでもたないの、いずれこの場所を廃炉、廃止し別の場所に設置するとともに、この場所は平らにして完了したいと考えています。

平成3年からこの埋立て処分を行っているのですが、最上町は全国に先がけて美化条例を制定した町であり、100万m<sup>3</sup>という大きな量ではなく、町長と話し合いをし、最初は半分くらいだろうということで、当初の埋め立て計画量となったものです。

(横山委員) 周辺の森林の樹種はどのようなものですか。

(最上クリーンセンター阿部専務)

埋立て処分場の下流域のほとんどはスギです。上流域はスギとアカマツで、アカマツは植えたものではありません。広葉樹はあまりありません。

このあたりは標高が300mくらいなのですが、当時、昭和45年代ころから、中山間地域の補助金を受けて周辺の山を個人分割し、そのほとんどでスギの植栽が行われたものです。

(議 長) 平成6年度にこの場所で事業が始まった当時の調査資料は入手できるのですか。事務局いかがですか。

(事務局) それは、ないかと思いますが。

(横山委員) 前の影響がなかったから今回も影響がないというのはわかるのですが、前の影響がわからないのに、今あるからいいでしょうというのはどうなのでしょう。

(議 長) その当時の何かしらの調査データは全くないのでしょうか。

(最上クリーンセンター阿部専務)

その当時、埋立て処分場の環境影響評価書は作ったことはないです。

焼却施設については、生活環境影響調査のようなものは行っていますが、最終処分場については実施していません。

(議 長) まずは、皆様からそのほかのご意見等をお願いします。

私からも一つ。資料の8ページに最終処分区域と増設区域が青線と赤線で示してありますが、このすり鉢状になっているところの青線の法面には耐水シートか何か張ってあるのでしょうか。

(最上クリーンセンター阿部専務)

何も張ってありません。安定型処分場なので、シートなどは張らないでそのままとなります。

(小田原委員) この同じ図の中で、赤い線の部分は既に造成は済んでいて、その傾斜面をそのまま使うということですね。

(最上クリーンセンター阿部専務)

はい。

(小田原委員) 既存埋立て地の青い線の高さと増設区域の赤い線の高さはかなり違うんでしょうか。

(最上クリーンセンター阿部専務)

結構違います。

(小田原委員) それから、線が重なっている部分は、廃棄物のオープン法面とするということですね。

(最上クリーンセンター阿部専務)

はい。この図の等高線は2mごとに引いてあるのですが、一番深いところで約10mです。

(小田原委員) 今回、この焼却炉のところを除いて埋立てて、将来的には再度申請をして、この焼却炉のところも埋立てるということでよろしいわけですね。

(議 長) 焼却炉の耐用年数を考えながら進めていくということでしょうか。

(最上クリーンセンター阿部専務)

この3号炉と書いてあるのは、去年完成したばかりです。

(東委員) 浸出水を排水管で2,400m導水するというのですが、資料の11ページの写真2.3-2に写っているのは、この排水管の出口の先ということですか。

(最上クリーンセンター阿部専務)

ここは県の河川用地となっていますので、堤防で排水管は終わっているのですが、写っているのは、ゲートから流れ出ているものです。排水状況を目視できるのは、唯一この場所です。

(後藤委員) プラスチックを燃やして埋めるものが多いということですが。

(最上クリーンセンター阿部専務)

この埋立て場所には、廃プラスチックは燃やさずそのまま埋め立てます。中間処理施設である焼却施設では燃やしますが、燃えがらはこの安定型処分場には埋め立てできません。

搬出事業者が搬入する際に、埋立てするものと焼却するものに分けてきますので、同じプラスチックでも、この段階で処理方法が分かれることになります。

(小田原委員) 焼却施設の排水については、埋立て処分場からの排水と一緒にしてないですね。

(最上クリーンセンター阿部専務)

していません。ほとんど冷却水となるので、排水はありません。

(議 長) そうすると、ここで冷却用に使った排水は温水として放流されることはないわけですか。

(最上クリーンセンター阿部専務)

ありません。焼却炉からの800度から900度の排ガスを200度以下に冷やすために霧状に吹き付けるので水蒸気として出て行きます。

(議 長) 水蒸気内の有害物の心配はありませんか。

(小田原委員) 重金属は集塵機で取り除けます。また、酸性ガスを除去する装置も付いているので、そこで酸性成分も取ることができます。

(横山委員) 植物調査で、早春の調査は行わないのですか。

(三和技術コンサルタント遠藤統括主幹)

この場所では、4月からでないとう植物は出てきません。

(横山委員) わかりませんが、年3回で足りるのかということです。

(三和技術コンサルタント遠藤統括主幹)

雪融け時期を考慮して調査しますし、また、早春の植物は限定されていますので、そのあたりは見逃さないようにします。

(横山委員) 出てきた調査結果で判断します。

(東 委員) 埋立て終了後は、周辺の土地の持ち主に元の状態で返すというお話しでしたが。

(最上クリーンセンター阿部専務)

元の状態というよりも、周辺の景観に合った状態として植林して返すということです。

(東委員) 資料6ページの中で、若宮萱場とあるのですが、このあたりは、植林地以外に萱場や牧草地が多かったのでしょうか。

(最上クリーンセンター阿部専務)

野山のような場所でした。

(大山委員) 資料の34ページの植物の調査内容の調査すべき情報として、重要な植物群落も調査項目として入れてほしいと思います。

それから、搬入経路となる道路の拡張はないでしょうか。

(最上クリーンセンター阿部専務)

搬入台数はこれまでと変わらないのですが、搬入路は現状でも広い道路ではないので、搬入した車両が抜ける初ヶ沢地域は町が2車線道路に改良する予定です。

(小田原委員) この処分場が稼働したときは、環境影響評価の制度が現在のものとは違っていたので、現在のような評価は実施されていないわけですが、今年の審査会でも類似事例があり、その中で既存の施設と増設部分を併せた環境影響評価を行うこととなっています。今回、工事の部分はないということなのでその部分は全て削って良いと思うのですが、存在・供用の部分で現状で稼働しているから、また、それと変わらないからといって評価項目からはずすというのはできないのではないかと思います。そのときは評価していないので、今回あらためて影響がないということははっきり示しておくというスタンスになるのではないかと思います。そのため、大気質などは評価項目に追加したほうが良いと思います。

(議長) 私もそう感じていますし、委員の皆様も同じような意見なのではないかと思います。

事業者の方々への確認については、このあたりで終了いたします。

それでは、株式会社最上クリーンセンターによる産業廃棄物最終処分場増設事業の概要説明及び質疑応答は終了します。

なお、事務局から補足説明をお願いします。

(事務局) この案件につきましては、3月下旬に環境影響評価方法書の公告縦覧の手続きが行われ、次回の審査会において方法書の審議をしていただくこととしています。

(議長) わかりました。それでは、事業者の皆様、ありがとうございました。(午後2時10分終了)

(3) 「板谷最終処分場6・7ブロック増設計画環境影響評価方法書」の修正・追加等の内容について

(午後2時15分再開)

(議長) ここからは、前回の審査会でご検討いただいたジークライト株式会社による「板谷最終処分場6・7ブロック増設計画環境影響評価方法書」について、審査会の答申をもとに提出された知事意見に基づき事業者が方法書を修正しましたので、その概要について事務局から報告をしてください。

(事務局) \*修正・追加箇所一覧表に基づき説明

\*既存埋立地の下部廃棄物層の沈下量測定状況、大気質調査状況(降下ばいじん、浮遊粒子状物質等)について、2月8日に現地で確認したことを報告

(議長) 今、概略ですが、修正・追加箇所一覧表に基づき説明をしてもらいました。この方法書については、福島県や米沢市の意見を参考に本審査会の意見が提出され、その意見をもとに事業者に示された知事意見を反映して修正されていますので、今回は報告ということとさせていただきます。なお、修正版に本審査会の意見が反映されたことで、方法書段階におけるこの審査会の役割が果せたのではないかと思います。

それでは、以上で本日の審議を終了いたします。

委員の皆様からは積極的なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

(午後2時25分終了)